

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項、3の項及び5の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表7の項中「により」を「による」に改め、同表8の項中「第87条の2」を「第87条の4」に、「により」を「による」に改め、同表11の項及び12の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表20の項事務の欄及び名称の欄を次のように改める。

法第48条第1項から第14項までの規定のただし書の規定（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）に基づく建築等の許可（次項において「特例許可」という。）の申請に対する審査	用途地域等における建築等に係る特例許可申請手数料
--	--------------------------

別表第1中67の項を74の項とし、64の項から66の項までを7項ずつ繰り下げ、63の項を70の項とし、同項の前に次のように加える。

66	法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更を伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更を伴う工事を行う場合の制限緩和に係る特例認定申請手数料	27,000円
67	法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更を伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る特例の認定変更の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更を伴う工事を行う場合の制限緩和に係る特例認定変更申請手数料	27,000円
68	法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更の許可の申請に対する審査	興行場等への一時的用途変更許可申請手数料	120,000円
69	法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等への一時的な用途変更の許可の申請に	特別興行場等への一時的用途変更許可申請手数料	160,000円

	対する審査		
--	-------	--	--

別表第1の62の項中「分けて」の次に「増築等を含む」を加え、同項を同表65の項とし、同表61の項中「分けて」の次に「増築等を含む」を加え、同項を同表64の項とし、同表中60の項を63の項とし、39の項から59の項までを3項ずつ繰り下げ、同表38の項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同項を同表41の項とし、同表37の項中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同項を同表40の項とし、同表36の項中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同項を同表39の項とし、同表中35の項を38の項とし、25の項から34の項までを3項ずつ繰り下げ、同表24の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同項を同表27の項とし、同項の前に次のように加える。

26	法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	33,000円
----	--	---	---------

別表第1の23の項名称の欄中「建築物」を「隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物」に改め、同項を同表25の項とし、同表中22の項を24の項とし、21の項を23の項とし、同項の前に次のように加える。

21	法第48条第16項第1号の場合における建築等の特例許可の申請に対する審査	用途地域等における特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転に係る特例許可申請手数料	120,000円
22	法第48条第16項第	用途地域等に	140,000円

	2号の場合における建築等の特例許可の申請に対する審査	における日常生活に必要な建築物の特例許可申請手数料	
--	----------------------------	---------------------------	--

別表第6備考第5項及び第6項、別表第8備考第3項及び第4項並びに別表第10備考第12項及び第13項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提出理由）

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行に伴う手数料の新設をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。